

飯舘村長 杉岡 誠 様

令和 6 年度

飯舘村農業施策に関する意見

令和 5 年 1 2 月 2 0 日 第 1 2 回飯舘村農業委員会定例総会において、令和 6 年度飯舘村農業施策に関する意見について審議した結果、別記のとおり決議したので農業委員会等に関する法律第 3 8 条第 1 項の規定により意見書を提出いたします。

令和 5 年 1 2 月 2 0 日

飯舘村農業委員会会長 菅野 啓一

# 令和6年度飯舘村農業施策に関する意見

## はじめに

東日本大震災ならびに東京電力㈱福島第一原子力発電所事故から12年、一部を除き当村における避難指示が解除されてから6年が経過しました。この間の村当局における営農再開に向けた各種支援事業等の活用と再開に向けたご尽力に深く感謝申し上げます。

本村においては、関係者のご努力により、徐々に営農再開が進んでいるものの、営農面積はいまだ震災前の30%（3割）にとどまっているのが実態です。さらに、昨今の原油価格の変動等に伴う、燃料代はじめ資材代等の高騰が営農の継続や経営の安定等に大きな不安を招き、営農再開面積拡大の大きな課題となっております。

つきましては、本村農畜産業の再開と発展、経営規模の拡大等を力強く推し進めるため、以下について要望させていただくとともに国・県に働きかけていただくよう意見させていただきます。

## 記

### 1 営農再開に向けた事業施策の促進について

村では、営農再開や規模拡大等のため、意欲ある担い手へ農地中間管理事業を活用した農地の集積を行っていますが、そのためには、効率的に営農を行うための耕地基盤の整備が不可欠です。

つきましては、農業用排水の確保、圃場条件の改善、地力回復など生産基盤の整備をさらに加速化させること。

加えて帰還困難区域の農地やため池、用水路等の早期除染を行い周辺再開農家が安心して営農できる環境を早急に整備すること。

## 2 担い手の確保、育成について

村では、農業従事者の高齢化による離農や新たな後継労働力の経験不足等により、営農面積の維持・拡大が困難になるのではないかとという不安があります。村内農業のさらなる発展のため、現行担い手の経営意欲の維持はもとより、さらに多くの新規就農者の確保に努める必要があります。

つきましては、新規就農者受け入れ相談の対応をさらに推進し、農地や住居の確保はもとより、地域の農業者との交流を含めた栽培技術や販路開拓の支援等による受け入れ体制強化を行うこと。

また、現行の担い手の経営状況を把握し、担い手が目指す経営目標の達成に向けて、人材の確保・育成を含む多様な支援と営農環境の整備を行うこと。

## 3 農地の集積・集約に向けた支援について

村内全域で農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化が進行中であり、同時に集積等のための基本となる「地域計画」や「目標地図」の策定に取り組んでいます。しかし、計画を推進する地域のリーダー、担い手等が不足し、迅速な計画の策定や事業の推進に際して大きな課題となっています。

つきましては、担い手への農地集積に限らず、新たな法人の立ち上げや飯舘村振興公社の営農活動の推進等、引き続き多様な経営主体による農地活用に向けた従来以上の話し合いの必要があることから、地域計画の策定期限（令和6年度末）や機構集積協力金の事業実施年度（令和7年度末）等の措置について柔軟に対応するよう、国・県へ要

望すること。

また、畑地の利用促進、集積集約を図るため、国、県の動向も踏まえながら穀類及び飼料作物等の土地利用型作物、野菜、花き等の園芸作物を振興すること。

#### 4 農業・農村の持続的発展について

村農畜産業の振興・発展には、担い手への農地集積・集約化、担い手の確保に限らず、多様な経営体による土地利用の検討、定住・関係人口の拡大等、農村の活性化が必要不可欠です。

つきましては、地域計画の策定にあたっては、農業者以外の参加による、村づくりの視点での話し合いについても推進するとともに、地域資源を生かした、定住や交流人口の拡大に向けた取組を推進、支援すること。

また、地域と村が連携した鳥獣害対策への取り組みや地域主体等の多様な取り組み、及び有害鳥獣駆除に係る人材の育成確保についての支援を長期的に実施すること。